(e)　コンゴ民主共和国において活動し、武力紛争下において児童又は女性を標的とする重大な侵害（殺人、傷害、性的暴力、誘拐及び強制移送を含む。）を犯す個人

(f)　コンゴ民主共和国東部において、人道支援へのアクセス又はその分配を妨害する個人

(g)　コンゴ民主共和国東部において、金を含む天然資源の不正な取引を通じ、不法に武装集団を支援する個人又は団体

(h)　指定された個人又は指定された個人により所有若しくは管理される団体に代わって若しくはその指示に従って行動する個人又は団体

(i)　ＭＯＮＵＳＣＯの平和維持隊員に対する攻撃を計画し、支援し、又はこれに参加する個人又は団体

5　事務総長に対し、決議第千五百三十三号（二千四年）に従って設立され、その後の決議により延長された専門家グループを、二千十四年二月一日までの期間、延長することを要請し、専門家グループに対し、決議第千八百七号（二千八年）18の規定に定められ、決議第千八百五十七号（二千八年）９及び10の規定により拡大された任務を遂行すること、並びに、二千十三年六月二十八日までに書面による中間報告及び二千十三年十二月十三日までに書面による最終報告を、委員会を通じて理事会に提出することを要請し、必要に応じ専門家グループの追加的な最新の状況の提供を受ける慣行を歓迎し、さらに、同グループの任務の終了に際して、委員会との討論の後、専門家グループが理事会に対する最終報告を提出するよう要請する。

6　Ｍ23及びＭ23による文民たる住民、ＭＯＮＵＳＣＯの平和維持隊員及び人道関係者に対するあらゆる攻撃、並びに、即決処刑、性的及びジェンダーに基づく暴力及び大規模な児童兵の徴用及び使用を強く非難し、Ｍ23による、正統性の無い行政機構を並立して設立しコンゴ民主共和国政府の権威を損なおうとする試みを更に非難し、犯罪と人権侵害に責任を有する者は責任を問われることを強調する。

7　Ｍ23並びにルワンダ解放民主勢力（ＦＤＬＲ）、神の抵抗軍（ＬＲＡ）、マイ・マイ民兵、国民解放勢力（ＦＮＬ）及び民主同盟軍（ＡＤＦ）を含む他の武装集団に対し、あらゆる形態の暴力及び他の不安定化活動を即時停止し、全ての児童兵を即時解放し、恒久的に武器を手放すよう要求する。

8　Ｍ23の軍事的能力の大幅な増大の原因となっている、部隊増援、戦術的助言及び装備の補給を通じたものを含め、Ｍ23に対して外部からの支援が提供され続けていることを示す報告に深い懸念を表明し、Ｍ23に対するいかなる及び全ての外からの支援が即時停止されることを改めて要求する。

9　Ｍ23の指導部、Ｍ23に対して外部支援を提供する者並びに制裁レジーム及び武器禁輸に違反して行動する者に対して、本決議４の規定に定める基準に従い、追加的な対象を特定した制裁を検討する意図を表明し、全ての加盟国に対し、決議第千五百三十三号委員会に対し、緊急に処理を要する事項として、制裁対象者に関する提案を提出するよう要請する。

10　決議第千八百七号（二千八年）９の規定により課される措置は、次の場合には適用されないことを決定する。

(a)　委員会が人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が事前にかつ事案ごとに正当化されると決定する場合。

(b)　免除することが理事会の諸決議の目的、すなわちコンゴ民主共和国における和平及び国内の和解並びに地域の安定に資すると委員会が結論する場合。

(c)　委員会が、事前にかつ事案ごとに、国籍国の領域へ帰還する者又は人権及び国際人道法の重大な違反を行った者を裁判にかけるための努力に参加する者が移動することを許可する場合。又は、

(d)　そのような入国又は通過が司法上の手続の実施のために必要である場合。

11　ＩＣＧＬＲに対し、拡大共同検証メカニズム（ＥＪＶＭ）の積極的使用も含め、Ｍ23に対する外からの支援及び装備の提供に関する報告及び主張について監視及び調査を行うよう要請したことを強調し、ＭＯＮＵＳＣＯに対し、ＩＣＧＬＲ構成国と調整の上、必要に応じ且つその能力と任務範囲内で、ＥＪＶＭの活動に参加するよう奨励する。

12　コンゴ民主共和国政府に対し、必要及び要請に基づいて行われる国際的なパートナーの支援を受けつつ、武器及び弾薬に関する貯蔵の安全、説明責任及び管理を促進し、ナイロビ議定書及び小型武器地域センターに定められた基準に従って、特に国有の火器に関する国家武器マーキング計画を緊急に実施するよう奨励する。

13　軍、警察及び司法部門改革を可能とし人権侵害及び国際人道法違反に対する不処罰を終了させるために効果的な治安部門改革を行うことを含め、コンゴ民主共和国東部において国家の権威及び統治を強化するコンゴ民主共和国政府の主要な責任を強調し、コンゴ民主共和国政府に対し、この関連で取組を増大するよう要請し、天然資源の不法な搾取と密輸の問題に対処するためのコンゴ民主共和国政府の今日までの取組を歓迎し、この関連での取組の継続を要請する。

14　この関連で、専門家グループ及び経済協力開発機構が定めた鉱物資源の供給連鎖に関する相当な注意に関する指針を実施するためにコンゴ民主共和国政府がとった措置を歓迎し、全ての国に対し、コンゴ民主共和国、ＩＣＧＬＲ及び大湖地域の国々が同指針を実施するのを支援するよう要請する。

15　全ての国、特に地域の国々に対し、コンゴ民主共和国において、武装集団及びコンゴ民主共和国軍（ＦＡＲＤＣ）の内部の犯罪ネットワークに更に資金を提供する危険性を軽減するためのより広範な取組の一環として、特に金部門において、専門家グループの相当な注意に関する指針に対する認識を引き続き高めることを奨励する。

16　決議第千九百五十二号（二千十年）６から13の規定を再確認し、専門家グループに対し、相当な注意の影響に関する検討を継続することを要請する。

17　決議第二千二十一号（二千十一年）７乃至９の規定を再確認し、コンゴ民主共和国及び大湖地域の国々に対し、それぞれの税関当局にコンゴ民主共和国からの鉱物の輸出及び輸入に関する管理を強化するよう要請すること、並びに、天然資源の不法搾取に従事している地域的犯罪ネットワーク及び武装集団について調査し、それらと戦うために、地域的に協力するよう強化することを改めて要請する。

18　コンゴ民主共和国の関係当局が、天然資源の生産及び取引を含む不正な活動から武装集団への支援の提供を防止するコンゴ民主共和国の関係当局に対し、五か所の試験的な貿易窓口の付近の採鉱場所、貿易経路及び市場に対して抽出検査及び定期訪問を実施することを通じて支援するとの国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（ＭＯＮＵＳＣＯ）の任務を想起する。

19　コンゴ民主共和国政府が同国における戦争犯罪及び人道に対する犯罪の責任者の責任を問うことを積極的に追求すること、及び同政府と国際刑事裁判所との間の継続中の協力を含むこの目的のための地域的協力の重要性を強調し、ＭＯＮＵＳＣＯに対し、これに関連して既存の権限を行使してコンゴ政府を支援することを奨励する。

20　決議第千五百三十三号委員会の国連専門家グループに対する完全な支持を表明し、全ての国、特に地域の国、ＭＯＮＵＳＣＯ及び専門家グループの間の協力が強化されることを要請し、更に、全ての当事者及び全ての国に対し、その管轄権又は管理下にある個人及び団体が専門家グループと協力することを確保することを奨励し、全ての当事者及び全ての国が、専門家グループの構成員及びその支援職員の安全、並びに特に専門家グループがその任務の遂行に関連するとみなす個人、文書及び場所に対する、妨害のない速やかなアクセスを確保するとの理事会の要求を再確認する。

21　専門家グループに対し、天然資源に関して、他の関連する専門家パネル、特に決議第千九百八十号（二千十一年）13の規定によりコートジボワールに関して再設置されたもの、及び決議第千九百六十一号（二千十年）６の規定によりリベリアに関して再設置されたものと積極的に協力するよう要請する。

22　全ての国、特に地域の国及びこの決議の３の規定に基づき指定された個人又は団体が根拠地とする国に対し、上記１、２及び３の規定により課され、決議第千九百五十二号（二千十年）８の規定により勧告された措置を実施するためにとった行動を、委員会に定期的に報告することを要請する。

23　コンゴ民主共和国における治安情勢、特に、武装集団の再統合及び国家警察改革を含む治安部門改革の進捗状況並びに、必要に応じて、児童兵に特別な焦点を当てつつ、コンゴ民主共和国人及び外国武装集団の武装解除、動員解除、帰還、復帰及び再統合の進捗状況に照らし、この決議に定める措置を必要に応じ調整するとの観点から、二千十四年二月一日までの適切な時期に、理事会が本決議で定められた措置を再検討することを決定する。

24　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。